

繊維産業の現状と 国内外のサステナビリティをめぐる動向等を 踏まえた取組の方向性について

令和5年11月10日

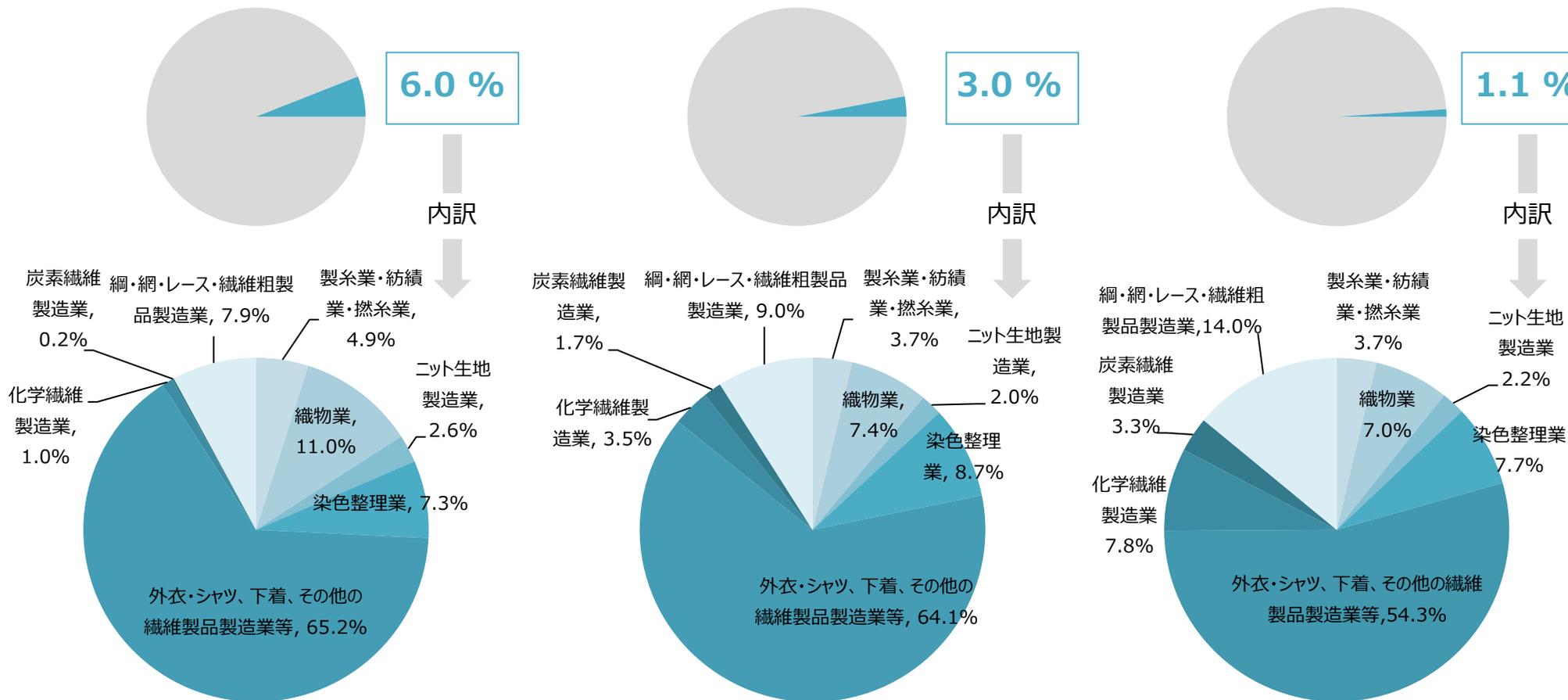
製造産業局 生活製品課

国内の繊維産業の現状

製造業に占める繊維産業の位置づけ

- 繊維産業は全製造業のうち6.0%の事業所数、3.0%の従業員数を占める産業。

■事業所数 約1.3万（2021年） ■従業者数 約23.1万人（2021年） ■出荷額 約3.7兆円（2021年）



※ 1. 個人経営を除く全ての事業所が対象。

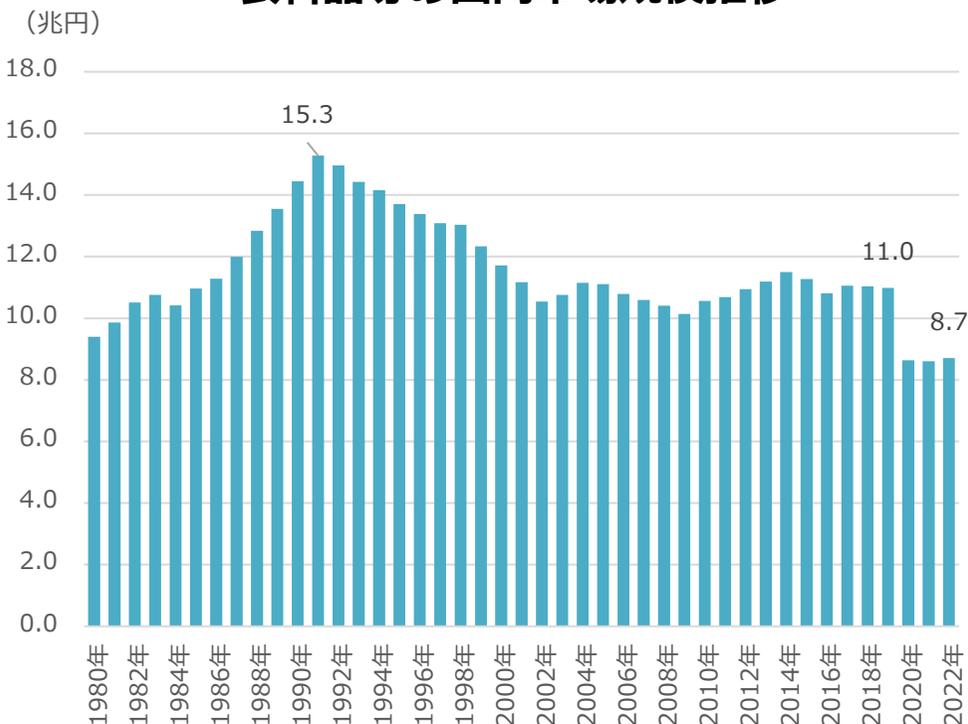
※ 2. 繊維工業は、製糸業、紡績業、ねん糸製造業、織物業、ニット生地製造業、染色整理業、網・網・レース・繊維粗製品製造業、外衣・シャツ製造業（和式を除く）、下着類製造業、和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、その他の繊維製品製造業を含む。

出典：総務省・経済産業省「経済構造実態調査 製造業事業所調査」（2022）。

我が国の繊維産業における市場規模、生産量の推移

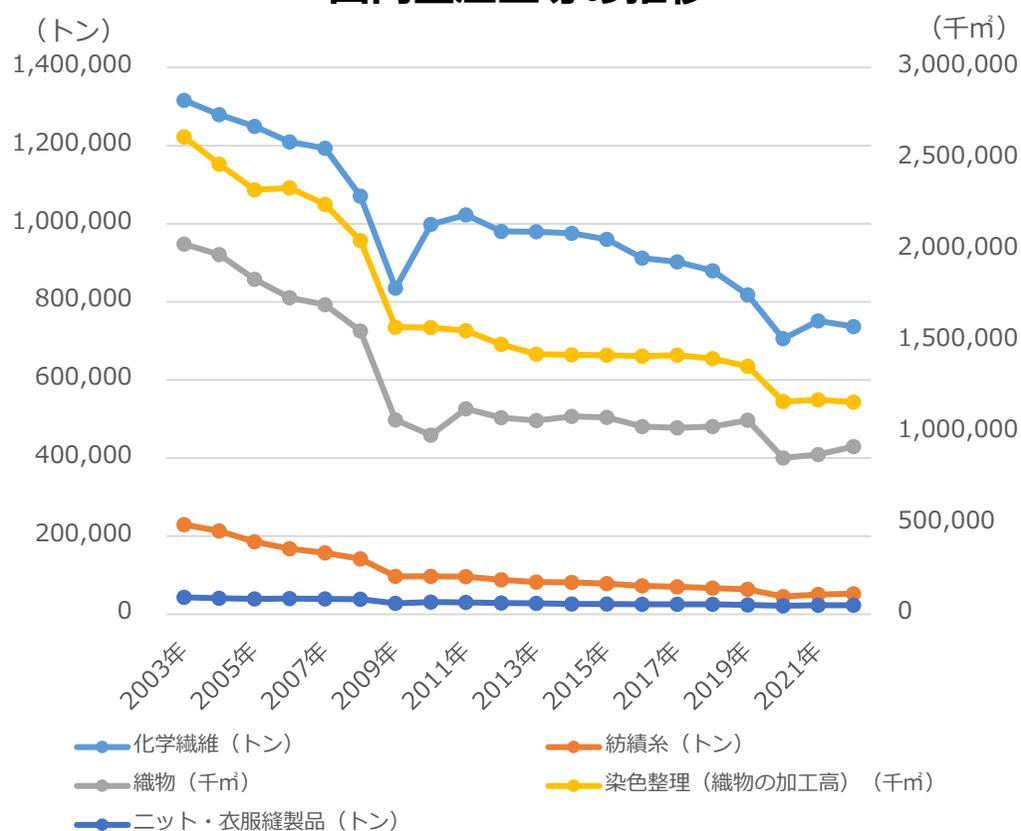
- 衣料品等の国内市場規模は、1990年代に入り減少傾向だったが、2000年代以降は横ばいの状況。
- 2020年以降は新型コロナの感染拡大による外出自粛の影響を受け国内市場規模は減少したものの、2022年でもコロナ前までの市場規模まで回復していない。

衣料品等の国内市場規模推移



資料：経済産業省「商業動態統計調査」（2022）。
※ 繊維・衣服・身の回り品小売業の推移

国内生産量等の推移

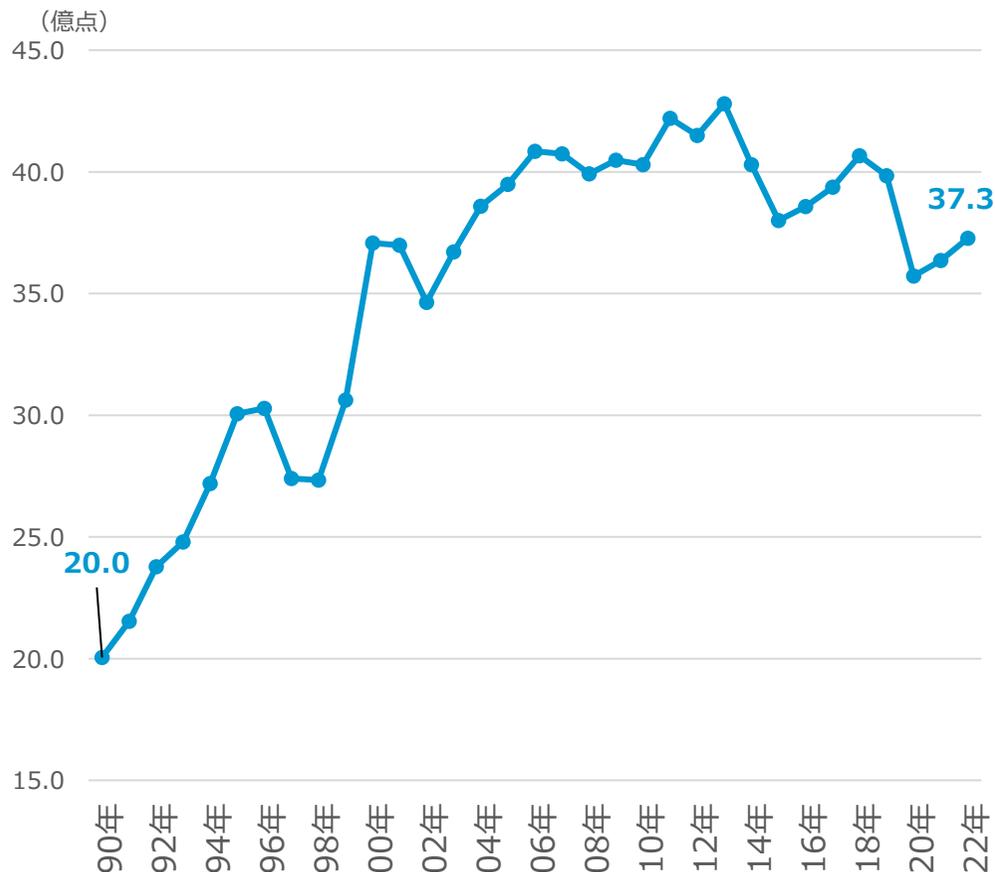


資料：経済産業省「生産動態統計調査」（2022）。

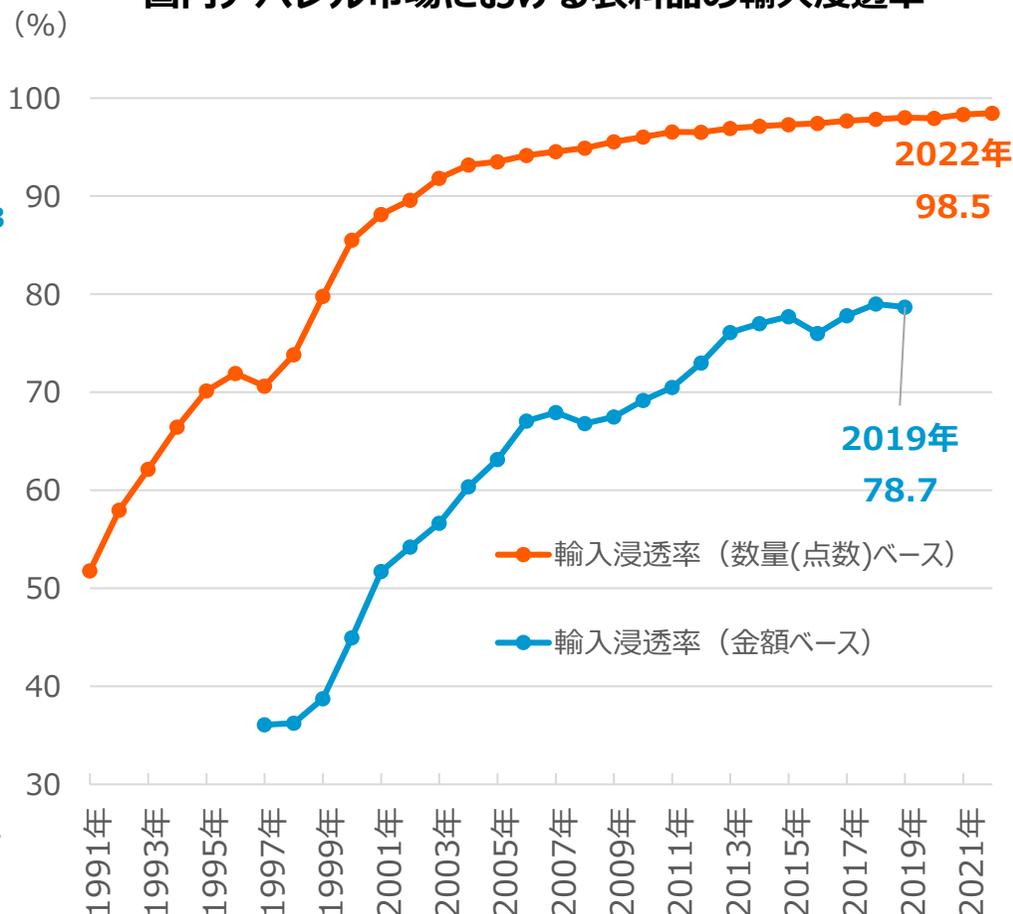
国内供給量の推移、輸入浸透率

- 国内におけるアパレル供給点数は、1990年には約20億点だったが、2022年には1.8倍以上に増加。
- 2022年の輸入浸透率は数量ベースで98.5%であり、海外生産（輸入）の割合が高い。

アパレルの国内供給点数



国内アパレル市場における衣料品の輸入浸透率



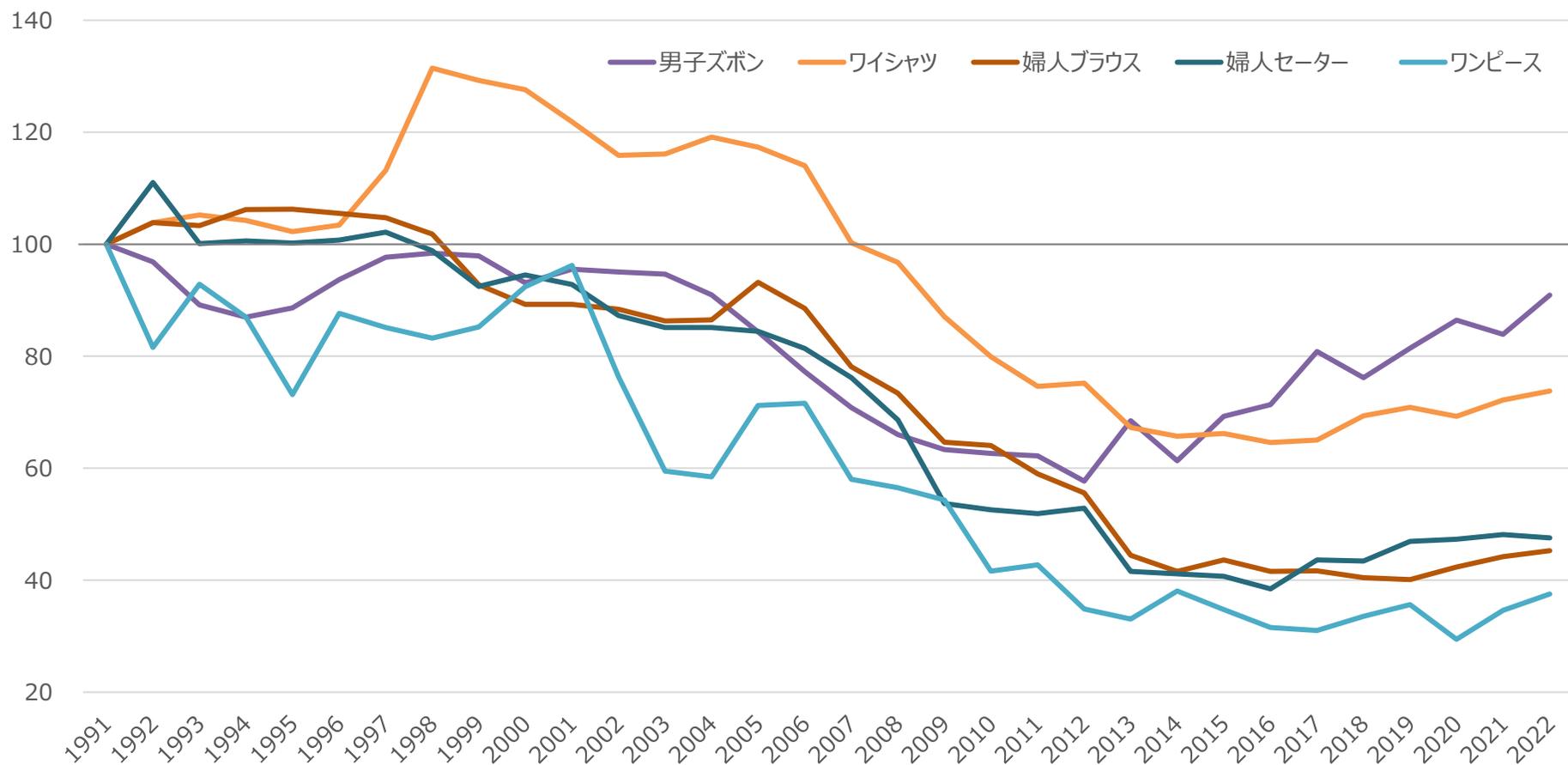
出典：日本繊維輸入組合「日本のアパレル市場と輸入品概況」（1991-2023）。
※国内供給量のうち、国内生産量は一部製品について、従業者30名以上の企業の数値のみを計上している。

出典：日本繊維輸入組合「日本のアパレル市場と輸入品概況」（1992-2022）。

国内市場における衣料品の小売価格の推移

- 東京都区部における衣料の小売価格は、1991年の値を100として推移比較した場合、この30年間で大きく下落。特に、婦人衣料（ブラウス・セーター・ワンピース）の下落が大きい。

主要衣料品の東京都区部での小売価格の推移

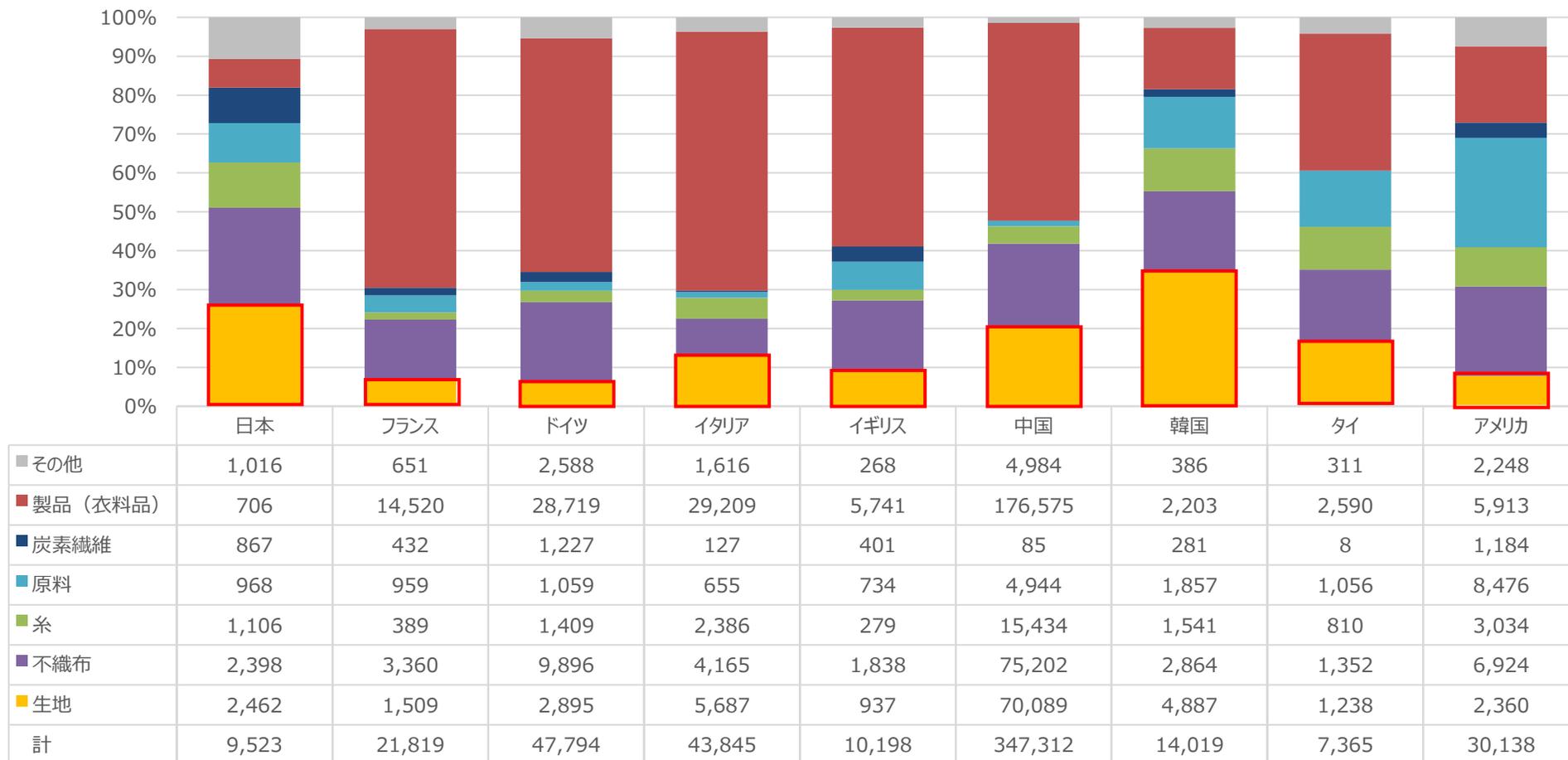


出典：総務省「小売物価統計調査」を元に事務局作成。
※1991年の価格を100としたときの推移。

各国の繊維製品の輸出内訳

- 日本の繊維製品の輸出品目は、他国と比較して「生地」の占める割合が大きい一方で、製品（衣料品）の割合は小さい。

主要国における繊維・繊維製品輸出内訳（2021年）



※ 1. 原料： 繭、羊毛、綿、亜麻、合成繊維、再生繊維、半合成繊維等。

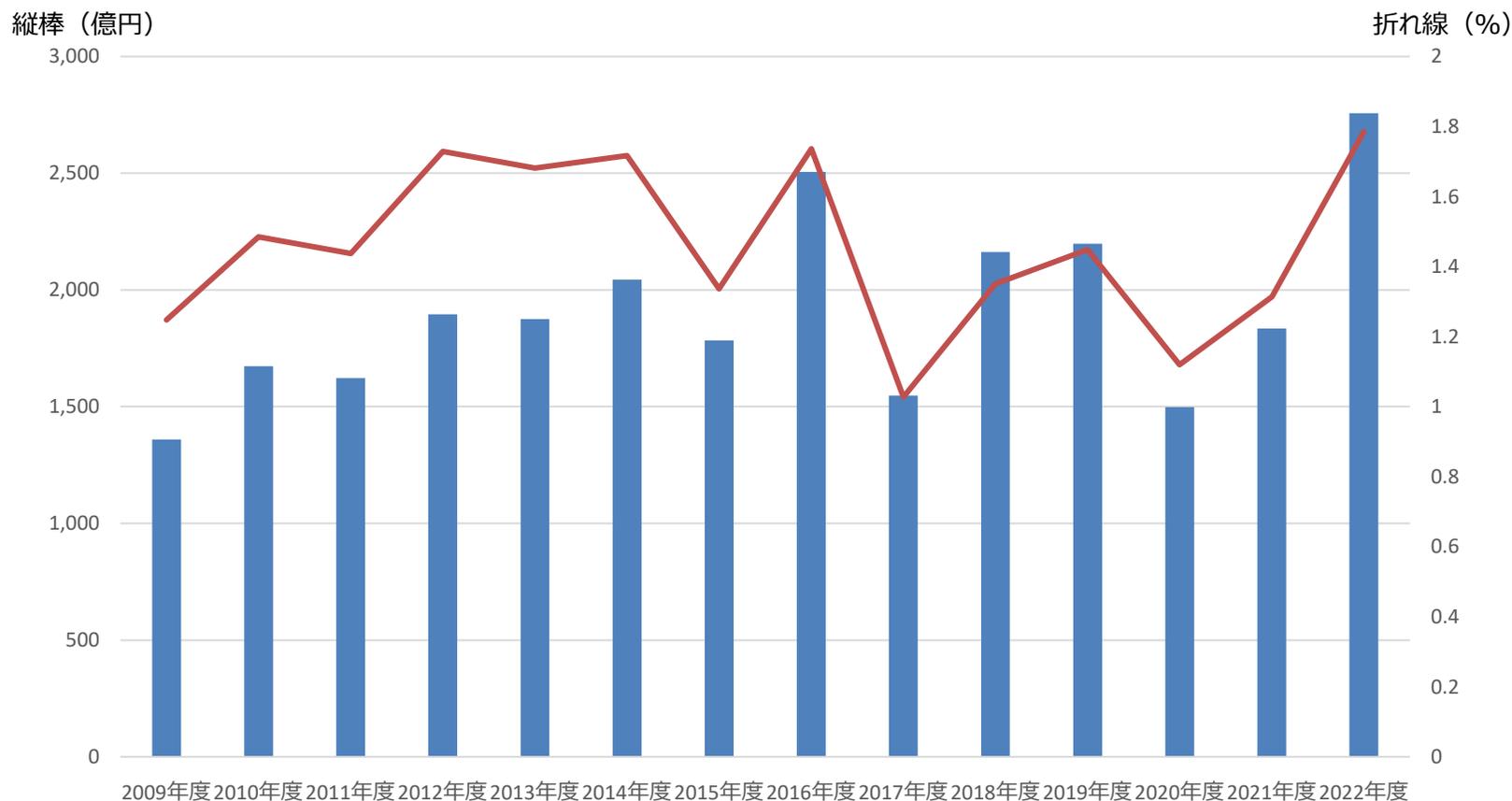
※ 2. その他： フェルト、絨毯、工業用繊維製品、毛布、ベッドリネン等。

出典： IHS Markit, Ltd. 「Global Trade Atlas」（世界168カ国・地域の貿易統計データベース）（2021）。

繊維産業における設備投資の状況

- **繊維工業における設備投資額は、毎年1,500億円から2,500億円、製造業全体に占める割合は1.0%から1.8%で推移。2022年度は2,757億円で、過去20年間で最高額となった。**

繊維工業におけるソフトウェアを除く設備投資（当期末資金需給）と製造業全体に占める割合

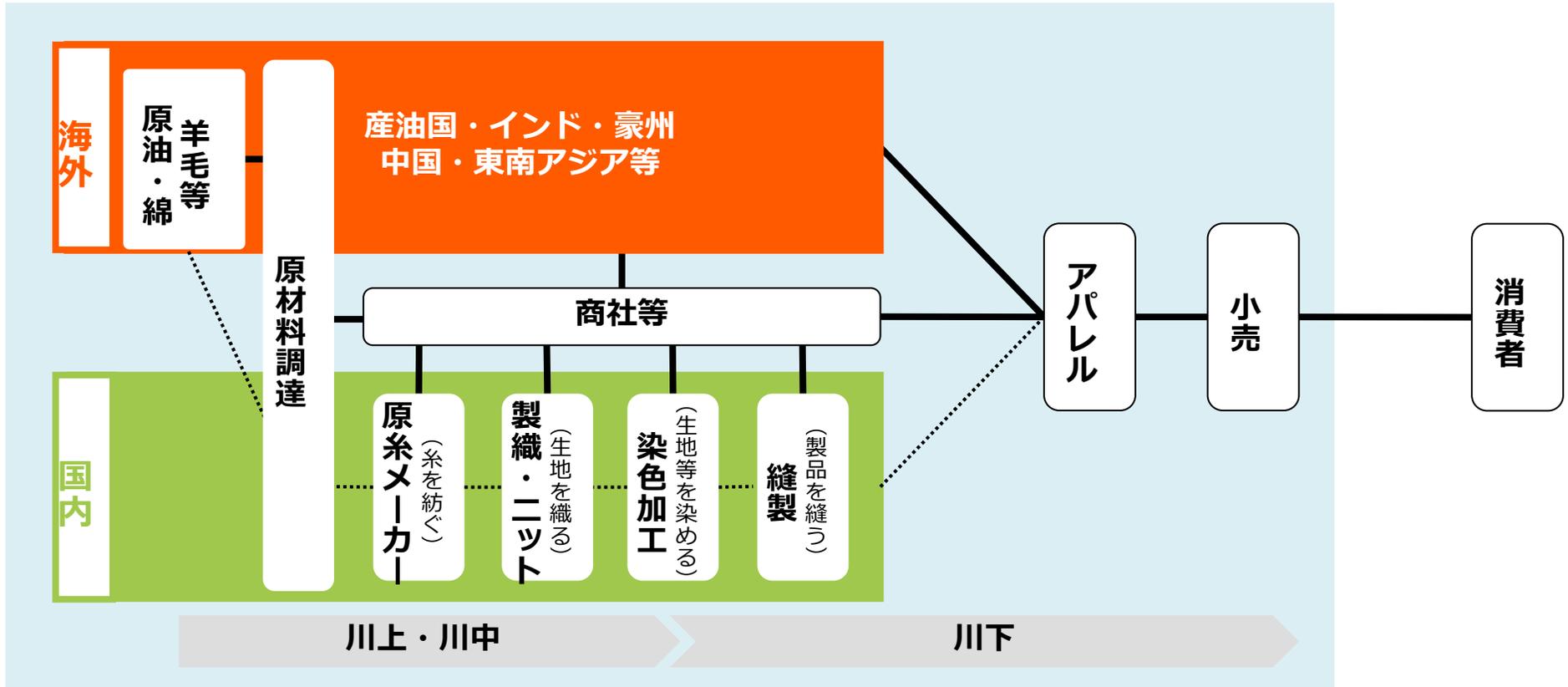


出典：財務総合政策研究所「法人企業統計調査」（2022年）

繊維産業のサプライチェーンの特徴

- 国内の繊維産業は、原糸の製造、生地^①の製造、生地等の染色加工、縫製の各工程が分業構造となっているのが特徴。
- 日本の素材は海外ブランド等から高く評価される一方で、アパレルは中国・東南アジア等からの輸入依存が強くなり、国内繊維産業との結びつきが希薄化。

日本の繊維産業の典型的なサプライチェーン

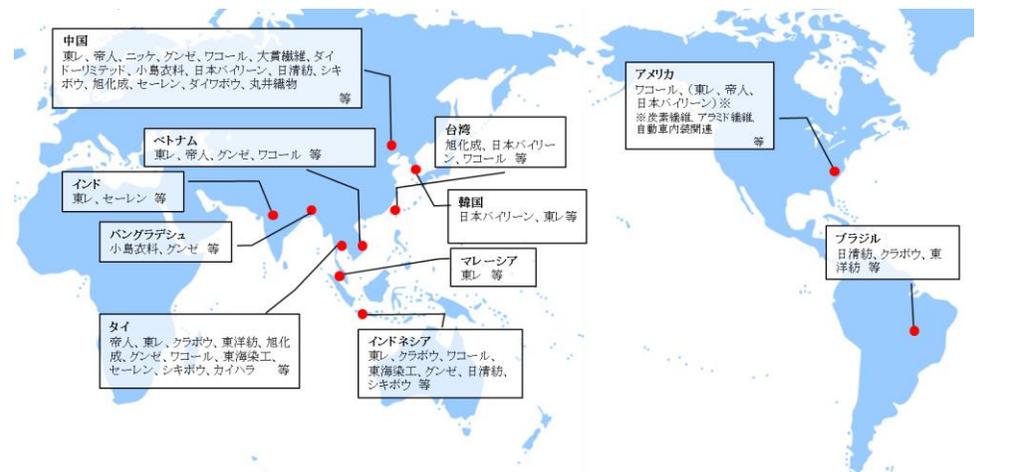
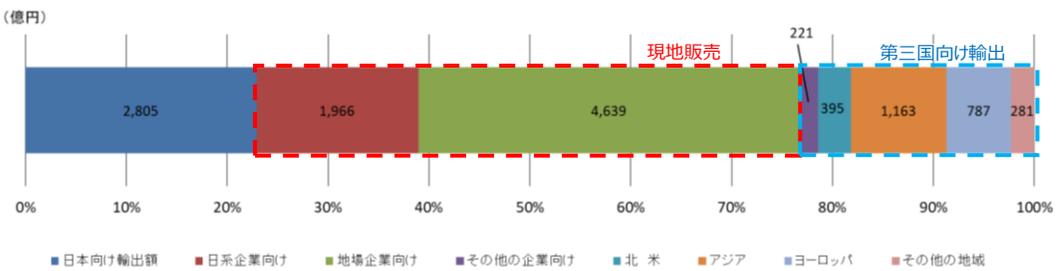


繊維製品の資源循環に関する国内の現状と取組

繊維製品におけるサステナビリティ推進の動き

- 繊維産業は、エネルギーや水等の使用による環境負荷が大きいとの指摘もあり、ファッションにおけるサステナビリティに対する関心が高まっている。
- 他方、我が国の繊維企業が企画・製造する繊維製品は、海外拠点での生産の割合が高く、我が国への輸入の他、欧州等の第三国への輸出も多く、国際展開によって産業競争力を維持してきた。
- 今後、我が国の繊維産業が、グローバルに産業競争力を維持・強化していくためには、環境負荷の低減や人権への配慮等が不可欠。

我が国の繊維産業企業の現地法人での売上高の内訳と海外進出状況



出典：経済産業省「海外事業活動基本調査」(2023)。東洋経済新報社「海外進出企業総覧」(2023)。

サステナブルファッションの認知と関心

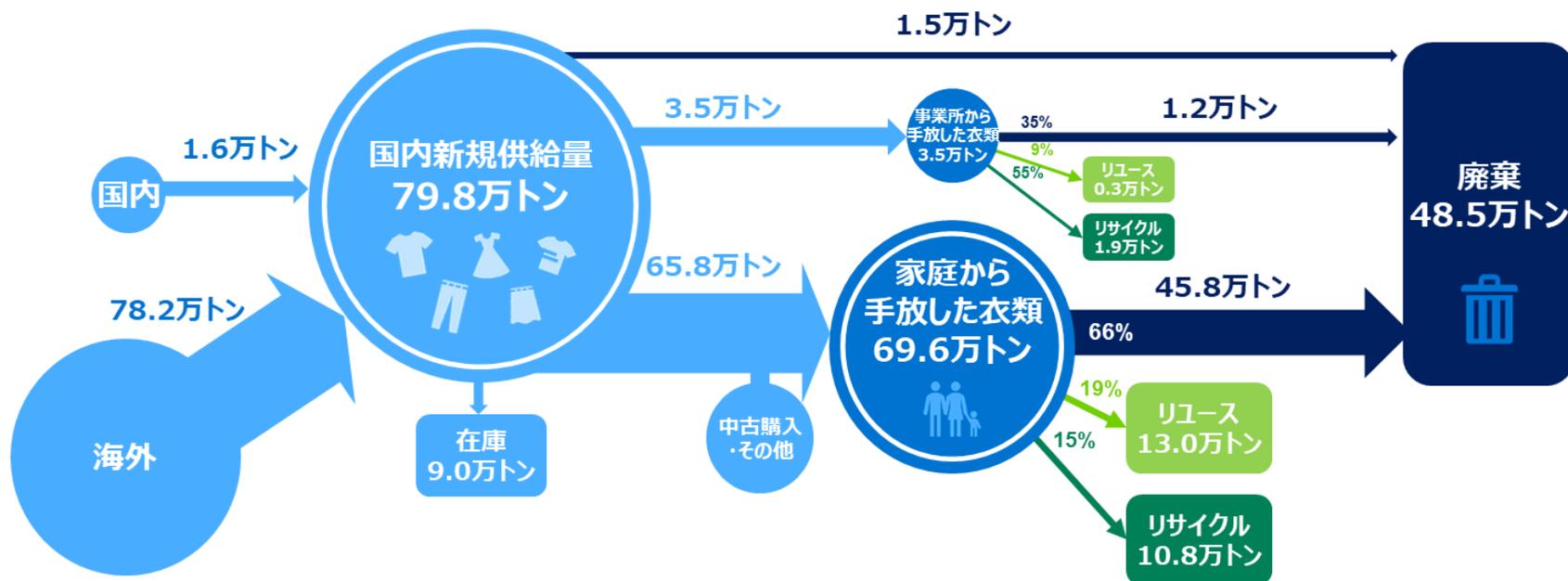


- 継続層** 具体的な取組を行って6カ月以上である **3.0%**
- 実行層** 具体的な取組を行って6カ月未満である **0.7%**
- 準備層** 関心があり、ここ1ヶ月以内にできることは実行したい **3.2%**
- 関心層** 関心はあるが、日常生活の中で具体的な行動は起こしていない **29.2%**
- 無関心層** 知っていたが全く関心はない **16.0%**
- 非認知** (アンケートに回答するまで)サステナブルファッションを知らなかった **47.9%**

我が国における繊維製品の資源循環の現状

- 現在（2022年）、年間約73万トンの衣類が使用後に手放され、手放された衣類の約35%がリユース（17%）、自動車の内装材や産業用ウエスといった産業資材等へ利用（18%）されているが、残り（約65%）は廃棄されている状況。

2022年版 衣類のマテリアルフロー



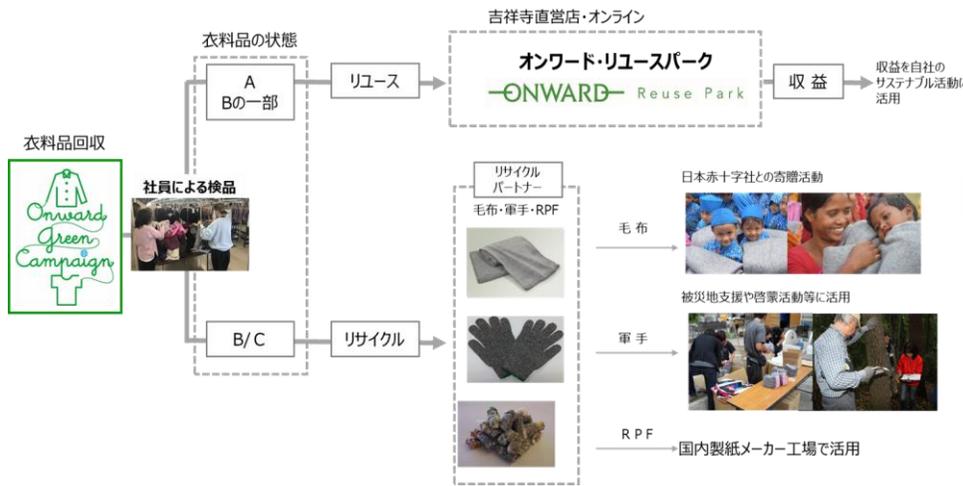
出典：環境省「令和4年度循環型ファッションの推進方策に関する調査業務」（2023）。

我が国における繊維製品の資源循環の取組

- リユース市場は近年拡大傾向にあり、従来の「古着屋」だけでなく、国内大手のアパレル企業においても自社ブランドのリユースショップの展開が始まっている。
- 故衣料品を原材料としたリサイクルでは、裁断くず等について新たな活用方法を模索されている。

国内アパレル企業における取組の例

- 株式会社オンワード樫山では、店頭や催事等で衣料品を回収し、自社のリユース専門店での再販売や、毛布や軍手等へ再利用する「オンワード・グリーン・キャンペーン」を実施。



出典：株式会社オンワード樫山「衣料品循環の実現に向けた取り組み～オンワード・グリーン・キャンペーン～」(経済産業省「第2回繊維製品における資源循環システム検討会」資料4) (2023)。

天然繊維の資源循環の取組の例

- 倉敷紡績株式会社では、落綿や屑綿といった未利用繊維を活用したリサイクル「L∞PLUS」を実施。

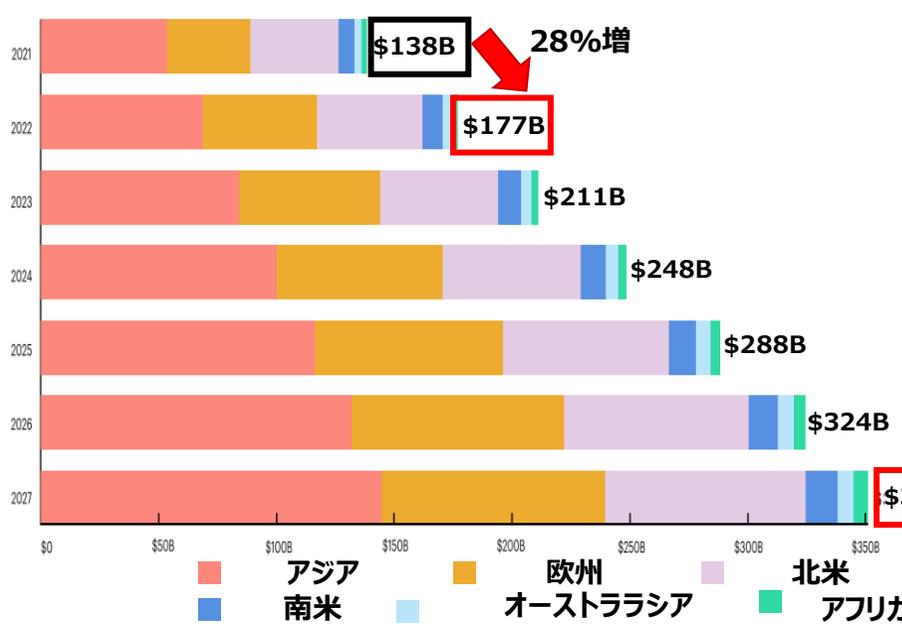


出典：倉敷紡績株式会社「廃棄衣料を新たな資源にするアップサイクルL∞PLUSの取り組み」(経済産業省「第1回繊維製品における資源循環システム検討会」資料7) (2023)。

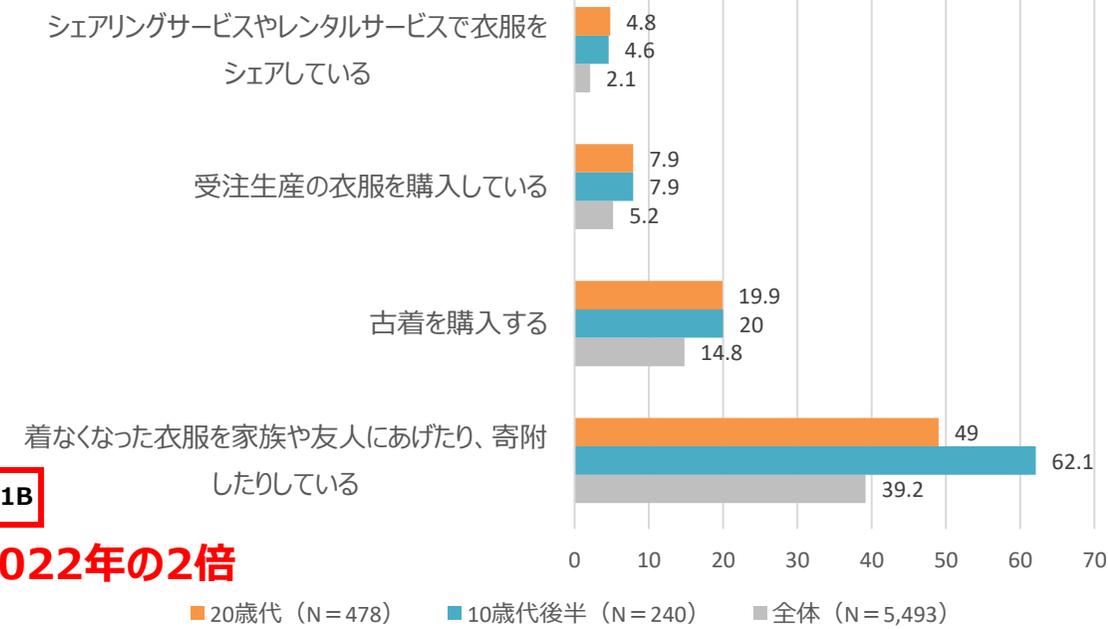
衣料品のリユース市場の動向

- 世界の衣料品・リユース市場は、**2022年は28%の伸び**を見せ、2027年までの**5年間で約2倍**の市場規模になると試算されている。
- 米国では、**Z世代のうち83%が古着の購入経験があるもしくは前向き**であり、**クローゼットの2/5を古着**が占めるという調査結果（※）がある。
- 消費者庁の調査によれば、10代後半～20代の若者は、「**着なくなった衣服を家族や友人にあげたり、寄付したりしている**」、「**古着を購入する**」といった項目について、全体平均と比べ、高い割合で取り組んでいる。

Global Secondhand Market



国内の若者の取組状況



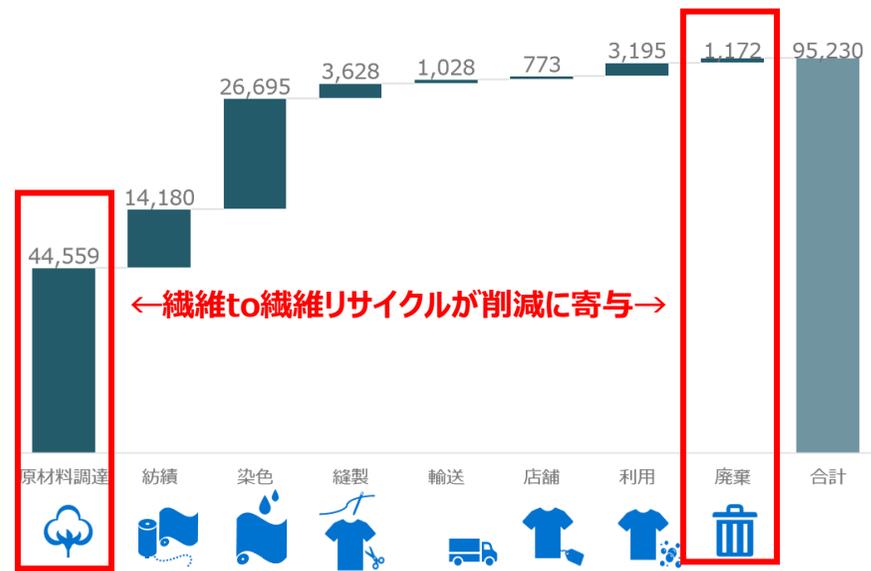
出典：thredUP「2023 Resale Report」(2023)。(※)についても同様の出典。
https://cf-assets-tup.thredup.com/resale_report/2023/thredUP_2023_Resale_Report_FINAL.pdf

出典：消費者庁「消費者意識基本調査」(2022)を元に事務局作成。

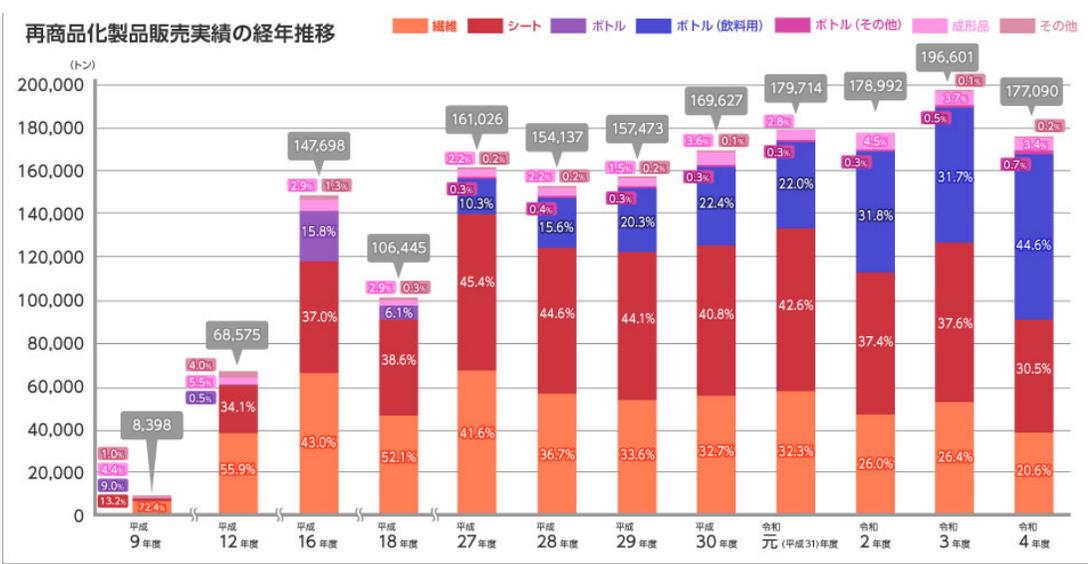
繊維から繊維の水平リサイクル推進の必要性

- 他方、衣料価値の低下等による将来的な古着ニーズの減少や、国内工場の減少による産業用途としての需要の増加も見込めない中で、**故衣料品の廃棄量の削減には、新たな需要が必要**。
- 従来、リサイクル繊維は**廃ペットボトルを再生利用したものが主流**だったが、再生ペットボトル原料としての需要増加に伴い、**繊維原料に再生される廃ペットボトルは減少**。
- **故衣料品を原料とした繊維から繊維への水平リサイクル（繊維to繊維リサイクル）**を推進することで、**国内の故衣料品の廃棄量削減**や、原材料調達・廃棄で発生する二酸化炭素排出量を削減し、**環境負荷の低減**を目指す。

国内に供給される衣料品のライフサイクルCO2排出量



廃ペットボトルのリサイクル用途別販売実績の経年推移（2022年）



出典：環境省「令和2年度ファッションと環境に関する調査業務」(2021)

※図表における廃ペットボトルは自治体回収によって集められたものの総数であり、事業者等における回収により収集された分を含まない。
 出典：日本容器包装リサイクル協会HP
https://www.jcpra.or.jp/recycle/related_data/tabid/501/index.php#Tab501

欧州等における動き

欧州における資源循環に向けた取組

- 欧州委員会は2022年3月に「持続可能な循環型繊維戦略」を公表。2030年までにEU域内で販売される繊維製品を、耐久性があり、リサイクル可能で、リサイクル済み繊維を大幅に使用し、危険な物質を含まず、労働者の権利などの社会権や環境に配慮したものにする、との目標を掲げている。
- 我が国の繊維産業が、引き続き、国際競争力を維持し続けるためには、欧州等における環境配慮や繊維リサイクルに適合した取組を支援しつつ、我が国が世界に先駆け繊維リサイクルシステムを構築し、欧州等のルール形成にも貢献していくことが重要。

「持続可能な循環型繊維戦略」の提言

- **デザイン要件の設定**
エコデザイン規則案の施行後に、易リサイクル性、リサイクル済み繊維の混合等の要件を設定。
- **情報提供の強化**
エコデザイン規則案の一部として「デジタル製品パスポート」を導入。環境面での情報提供を義務化。
- **過剰生産・過剰消費をやめる**
ファストファッションは持続的でなく、「時代遅れ」と指摘。循環性原則に基づいたビジネスモデルへの転換。
- **未使用繊維製品の廃棄をやめる**
エコデザイン規則案において、未販売や返品された繊維製品の廃棄の抑制策として、廃棄や処分に関する情報開示を義務づけ。場合によっては廃棄禁止も検討。
- **拡大生産者責任の見直し**
廃棄抑制や再利用準備などに向けた費用の徴収におけるエコモデュレーションを導入。また、繊維製品廃棄物の再利用準備とリサイクル目標の義務化も検討。
- **グリーンウォッシュ対策**
真に持続可能な繊維のための環境に関する主張の信頼性確保の重要性。

繊維製品のエコシステムのためのTransition pathway

- **欧州委員会**はステークホルダーとともに、「**繊維製品のエコシステムのためのTransition pathway**」を共創するプロセスを2022年から開始。ステークホルダー、業界団体、NGO、行政機関等が参加するワークショップ等も開催し、**2023年6月に公表**。
- Transition pathwayは、8つのブロックから構成されており、**環境とデジタルへの移行と繊維エコシステムの長期的な回復力と競争力をサポート**するための、**50の具体的なアクション**が記載されており、**誰**（EU、加盟国、ステークホルダー、産業界等）が**いつまで**（短期：いますぐ、中期：2030年までに、長期：2040年までに）に**アクションを開始すべきか**を定義。

「繊維製品のエコシステムのためのTransition pathway」における具体的なアクション（抜粋）

具体的なアクション例	アクター	いつまで	具体的なアクション例	アクター	いつまで
持続可能な競争力（Sustainable Competitiveness）			研究開発、技術的解決（R&I, Techniques and Technological Solutions）		
安全で持続可能な設計の化学物質や材料の普及を促進し、EUエコラベルの認知度と普及を促進。	EU/加盟国/産業界	短期/中期	ホライゾンヨーロッパの下で、繊維産業に関する研究開発に対する重点的かつ一般的な支援の可能性を探る。	EU/加盟国/産業界	短期/中期
規制とパブリック・ガバナンス（Regulation and Public Governance）			インフラ構築（Infrastructure）		
デジタル製品パスポートを通じて、繊維バリューチェーンにおけるトレーサビリティと透明性を向上させる。	EU/加盟国/産業界	短期/中期	2025年1月から始まる、繊維廃棄物の分別収集を含む廃棄物枠組指令の実施。	加盟国/産業界	短期

フランスにおける衣料品の情報開示事例

● フランスでは、**2023年1月1日に施行された「廃棄物を発生させる製品の環境に関する品質と特性に関する消費者への情報提供の義務に関する政令」**でリサイクル素材の利用率、リサイクルの可能性、トレーサビリティ、マイクロプラスチックファイバーの含有を**情報提供事項として義務づけ**。

2022年4月29日付政令第2022-748号の概要

対象事業者	製造業者、輸入業者、ディストリビューターやオンラインでの販売を含む市場投入者
義務化の要件	対象となる全ての製品の、(1) フランスでの前事業年度の年間売上高と、(2) フランスへの年間市場投入数（製品数）がともに閾値を超える場合
対象となる製品	家庭用包装、印刷紙、電気・電子機器、建設資材、電気・蓄電池、健康や環境に重大なリスクのある家庭用化学品、家具、衣類、靴など。
消費者へ提供すべき情報（衣類の場合）	リサイクル素材の利用率、リサイクルの可能性、トレーサビリティ、マイクロプラスチックファイバーの含有
情報提供の義務を怠った場合の行政罰	自然人は3,000ユーロ、法人は1万5,000ユーロを上限とする行政罰

※閾値は段階的に引き下げられるようになっており、具体的には以下の通り。

引き下げの期日	(1) 年間売上高 (€)	(2) 市場投入数 (個)
2023年1月1日以降	5,000万	2万5,000
2024年1月1日以降	2,000万	1万
2025年1月1日以降	1,000万	1万

ユニクロの情報開示の例

タグに記載の10桁の英数字を、事業者のwebサイトに掲載されている「環境品質と特性に関する製品シート」に入力するとその製品の情報が表示される

Fiche produit relative aux qualités et caractéristiques environ			
Rechercher la Référence du produit			
Référence du modèle			
Rechercher la Référence du modèle			
Nom du produit	商品名		
	T-Shirt Graphique UT Chainsaw Man x Kosuke Kawamura		
Tracabilité	トレーサビリティ		
Tissage / Tricotage	織り・編み・ステッチ	Vietnam	ベトナム
Piquage (chaussures)			
Teinture et Impression	染色・捺染・組み立て	Vietnam	ベトナム
Montage (chaussures)			
Confection	仕立て・仕上げ	Vietnam	ベトナム
Finition (chaussures)			
Matière(s) recyclée(s)	リサイクル素材	Produit ne contenant pas de matières recyclées リサイクル材料は含まれていません	
Rejette des microfibres plastiques dans l'environnement lors du lavage 洗濯中にマイクロプラスチックが環境中に放出されます			
Composition	組成	CORPS/ 100% COTON CÔTE/ 71% COTON 29% POLYESTER 本体/コットン100%/側面/コットン71%/ポリエステル29%	

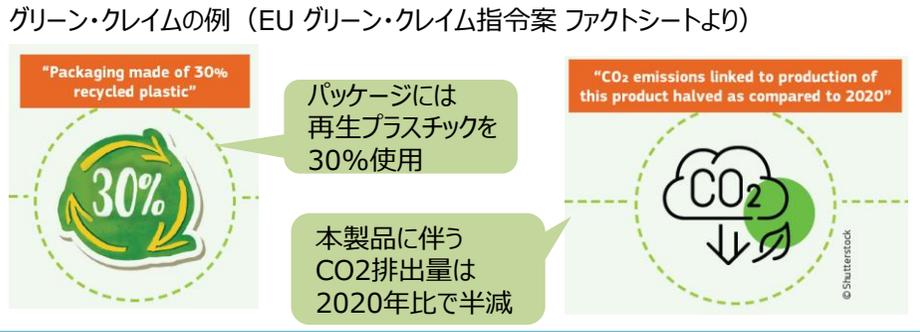
出典：独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）「2023年1月からリサイクル素材の利用率などの情報提供を義務付け」
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/11/147a98cead18376d.html>
 独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）「循環経済法が2月に施行、循環経済型社会へ大きな一歩（フランス）」
<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2020/0601/d20d98ef8e3131f1.html>
 なお、条文については、フランス共和国Webページ（<https://www.legifrance.gouv.fr/>）を参考に仮訳を施している。

フランス・欧州におけるグリーンウォッシュ規制の動向

- フランス・欧州において、実態を伴っていないにも関わらず環境に配慮した製品・サービスであると見せかける（消費者に誤解を与える）「グリーンウォッシュ」を規制する動きが加速。

フランス 2022年4月29日付政令第2022-748号

- 2023年1月1日に施行されたフランス政令第2022-748号「廃棄物を発生させる製品の環境に関する品質と特性に関する消費者への情報提供の義務に関する政令」において、リサイクル素材の利用率やトレーサビリティ等について情報開示を義務づけ。さらに、
「生分解性(biodegradable)」
「環境に優しい(respectueux de 'environnement)」
及び、これに類する表現を記載したラベリング・表示を禁止。



EU グリーン・クレーム指令案

- 2023年3月22日にEUが発表した「環境訴求に関する共通基準を設定する指令案」では、企業が満たすべき環境訴求の最低要件を導入し、グリーンウォッシュの防止を目指す。
- 企業が消費者向けに、自社製品・サービス・組織が「環境に優しい」ことをラベリングする場合には、消費者に誤認を与えないよう、以下のような情報を用い、QRコード等を活用して消費者へ詳細な内容の開示をするよう定めている。
 - ・ 科学的根拠に基づき立証されたものであること
 - ・ 適切な比較がなされていること
 - ・ 第三者の検証を受けたものであること 等
- 本指令は、EU向けにEU域外で生産活動等を行う企業も対応を求めるとしている。
- 今後、EU理事会（閣僚理事会）と欧州議会で審議され、承認手続きに入る予定。その後、EU各国はグリーン・クレーム指令の発効から18か月以内に同指令に沿った国内法規制を制定し、その後6か月以内に施行することが定められている。

出典：独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）「欧州委、環境訴求で科学的根拠に基づく立証と外部検証を義務づける法案発表」
(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/03/fb350ed02bc96bde.html>)

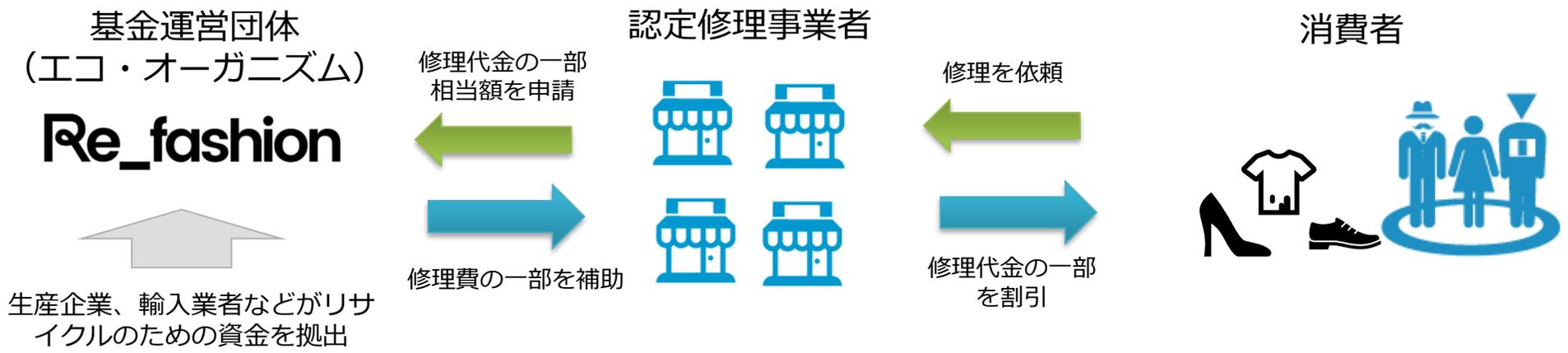
Factsheet on European Green Claims <https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/6e582a05-c894-11ed-a05c-01aa75ed71a1/language-en>
European Commission Green claims https://environment.ec.europa.eu/topics/circular-economy/green-claims_en

フランスの衣類・靴の修理費用支援制度

- 2023年7月11日、フランス政府は、衣類・靴の修理費用を支援する制度を、2023年10月から開始する旨発表。消費者にリペアによる長期利用を奨励し、修理される衣類・靴の量を、2028年までに35%に引き上げることを目指す。
- 循環経済法（2020年2月施行）において、エコ・オーガニズム（注）に対し、生産者や輸入業者が支払うリサイクルのための拠出金をもとに、修理促進のための基金の立ち上げを義務付け。当該事業は、この基金によって、エコ・オーガニズムである「Refashion」が運営予定。
（注） 拡大生産者責任の枠組みの中で、国の認可を得てリサイクルや廃棄物の管理を行う非営利団体。

修理費用支援制度の概要・スキーム

- 実施・運営主体：Refashion（衣類・靴・リネンのエコ・オーガニズム）
- 予算額：1億5,400万ユーロ（2023～2028年の5年間）
- 補助額：修理の複雑さにより6～25€（靴のかかと修理（7€）、靴の裏地張り替え（25€）等）



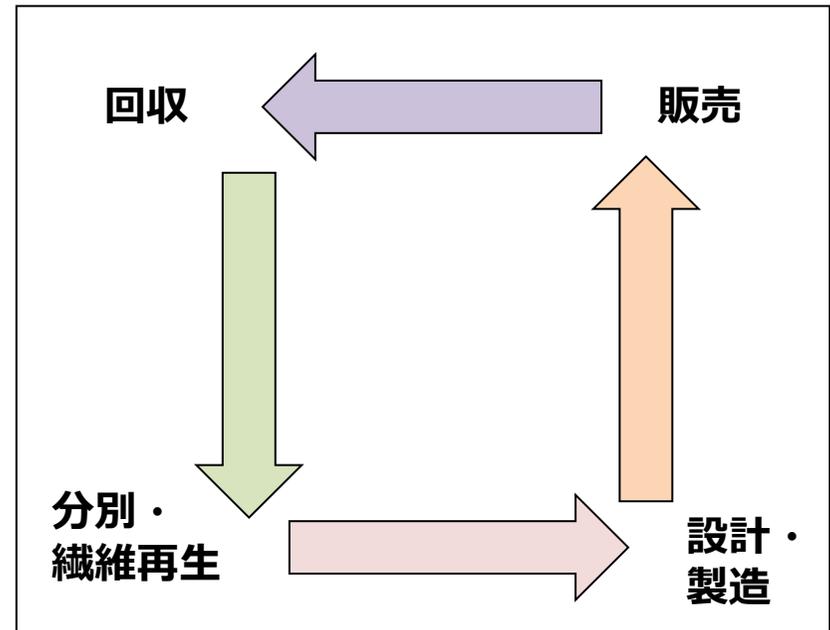
繊維製品における資源循環システム検討会に おける議論

繊維製品の資源循環システム検討会

- 繊維製品分野に関しては、特に欧州において、人権DDや環境配慮対応などのサステナビリティに関する取組が急速に進展。一方で、我が国における衣料品のリユースやリサイクルは約35%にとどまっている状況（繊維to繊維リサイクルは1%未満）。
- 我が国の繊維関連企業が、今後需要拡大が見込まれる海外市場においても競争力を維持・確保していくために、「繊維製品の資源循環システム検討会」を本年1月に立ち上げ、資源循環システム構築に向けた課題と取組の方向性を整理。7回の議論を経て、9月に報告書を取りまとめ。

- 繊維製品の資源循環システムを確立するためには、大きく「回収」「分別・繊維再生」「設計・製造」「販売」の4つのフェーズで課題が存在。それらを並行的に解決していくことが不可欠。
- 国内における衣料品の回収、回収した衣料品の分別やリサイクル、繊維から繊維へのリサイクル・再生、リサイクル繊維等を活用した製品の販売時における国内法制度等の現状、技術的な課題、消費者への理解等について、諸外国の動向を踏まえながら整理が必要。

繊維製品の資源循環システムのイメージ



繊維製品における資源循環システム検討会 委員等名簿

<座長>

新宅 純二郎 東京大学大学院経済学研究科 教授

<委員>

天沢 逸里 東京大学先端科学技術研究センター 特任准教授

鎌田 安里紗 一般社団法人 unisteps 共同代表理事

木村 睦 信州大学繊維学部化学・材料学科 教授

筑紫 圭一 上智大学法学部地球環境法学科 教授

中谷 隼 東京大学大学院工学系研究科 都市工学専攻 准教授

福田 稔 A.T.カーニー株式会社 シニアパートナー

向 千鶴 株式会社 INFAS パブリケーションズ WWD JAPAN 編集統括 サステナビリティディレクター

渡邊 純子 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士

<オブザーバー>

消費者庁消費者教育推進課

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)

一般社団法人天然繊維循環国際協会

一般社団法人日本アパレル・ファッション産業協会

一般社団法人日本ユニフォーム協議会

JSFA (ジャパンサステナブルファッションアライアンス)

日本化学繊維協会

日本繊維産業連盟

日本紡績協会

<事務局>

経済産業省製造産業局生活製品課

環境省「ファッションと環境」タスクフォース

繊維製品における資源循環システム検討会 議事

第1回：繊維製品の資源循環システムをめぐる現状と課題

- 消費者庁「サステナブルファッションに関する消費者庁の取組について」
- NEDO「繊維製品の資源循環システムの構築に向けた技術開発について」 ○帝人フロンティア「繊維 to 繊維リサイクルの課題」
- 倉敷紡績「廃棄衣料を新たな資源にするアップサイクル L∞PLUS の取り組み」

第2回：繊維資源回収に関する取組について

- ナカノ「衣料品リサイクルの現状と課題～サステナビリティとエコソフィ～」
- オンワード樫山「衣料品循環の実現に向けた取り組み～オンワード・グリーン・キャンペーン～」

第3回：販売、表示及び消費者意識に関する取組について

- 京都市「使用済衣服回収・循環システムの構築と市民への普及啓発～京都の実践～」
- 日本ユニフォーム協議会「企業ユニフォームリサイクルにおける可能性」
- 日本毛織「服から服へ～廃棄量削減に向けた循環型制服の取組」
- 日本化学繊維協会「リサイクル繊維の表示方法の検討状況」

第4回：繊維の資源循環に関する海外動向について

- ReFashion「EPR for textiles and footwear, the French experience」
- EU「TEXTILES ECOSYSTEM」 ○H&M Japan「循環型ファッションへの取り組み」
- パタゴニア日本支社「リサイクル製品のメッセージ発信の取り組み事例」

第5回：天然繊維の資源循環に関する技術開発等について

- 大津毛織「天然繊維の資源循環 ウールのリサイクルについて」 ○日本紡績協会「綿リサイクルへの取り組みについて」
- ザ・ウールマーク・カンパニー「羊毛産業のサステナビリティと循環性 ザ・ウールマーク・カンパニーの取組」
- 天然繊維循環国際協会「天然繊維循環国際協会の取組について」

第6回：繊維技術ロードマップの進捗状況について／衣料品以外の繊維製品の資源循環について

- サステナテック「無水・CO2 無排出染色加工技術の開発」 ○産業技術総合研究所「スマートテキスタイル開発の現状」
- 東リ「TOLI 完全循環型リサイクルシステムについて」 ○ニトリホールディングス「ニトリグループの資源循環への挑戦」
- 日本寝具寝装品協会「寝具における資源循環の取組」

第7回：報告書（案）について

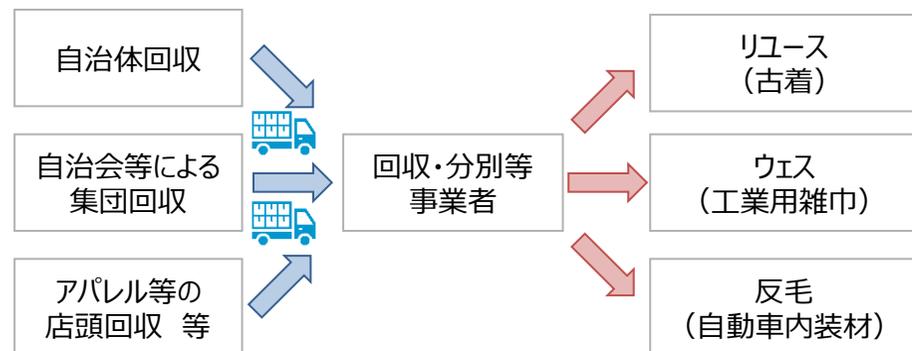
報告書本体



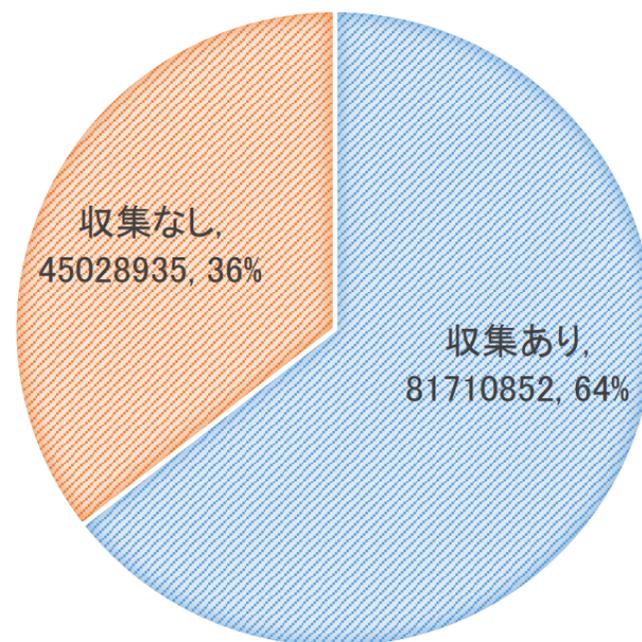
回収に関する課題

- 国内における衣料品の回収ルートは、**地方自治体による資源回収とアパレル企業等による店頭回収**が主流。一方で、生活者が故衣料品をごみとして廃棄をするのは、**生活者の資源意識の欠如**だけでなく、利便性の高い**資源回収場所が近隣に存在しない**ことも理由の一つと考えられる。
- 自治体による布類の資源回収は、**回収・分別事業者が近隣に存在しない等**の理由から、**人口ベースで約4割の自治体で衣料品の回収ができていない**状況。

回収スキームの例



布類回収状況（人口比）



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」（2021）。

回収に関する課題と取組の方向性

現状と課題		取組の方向性
生活者に対し、故衣料品が「資源」であることが十分に認識されていない	➔	国・自治体・事業者による普及啓発 環境整備
利便性のある故衣料品の回収場所が存在しない	➔	回収拠点のより一層の整備 環境整備
「専ら物」に関する自治体の理解促進	➔	自治体の グッドプラクティスの収集・整理 リサイクル技術を有する事業者の 自治体等への発信の仕組みの整備 周知・広報
産業廃棄物である企業ユニフォーム等に関しては、広域認定制度を活用した回収を行うことも、故衣料品の回収率を向上させるために重要	➔	広域認定制度の周知と制度活用 に向けた検討 周知・広報
回収された故衣料品を再利用・再生利用へと確実に繋げることが重要	➔	事業者等の 故衣料品等を循環利用する計画の認定と認定事業者に対する支援措置 の検討 計画認定・支援措置



京都市における資源回収の様子



アパレル企業における店頭回収の一例（青山商事、ライトオン）



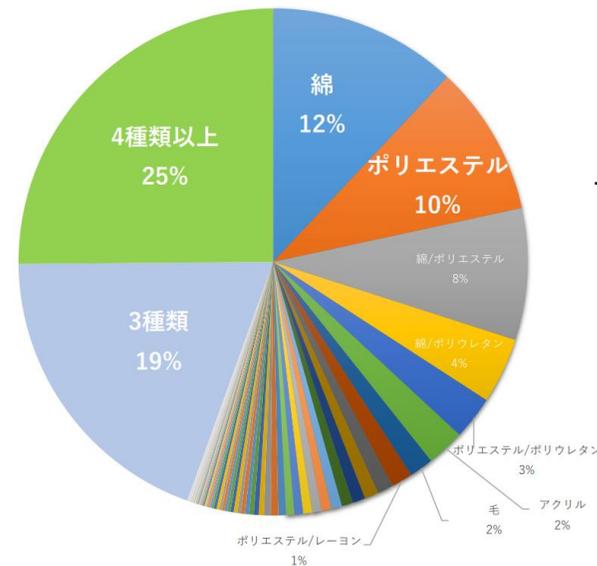
分別・繊維再生に関する課題

- 回収した故衣料品は手作業で分別されており、自動選別技術の開発等を通じた作業効率化が必要。
- 単一素材のケミカルリサイクル技術については、商用化に向けた技術のさらなる高度化が必要。
- また、衣料品は混紡品等の複合素材繊維が多く、現状のリサイクル技術では対応が困難であるため、複合素材繊維の再生に向けた分離技術の開発が必要。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構で 実施中の繊維リサイクル関連の先導研究プログラム

研究開発テーマ	開始年度	実施体制
植物由来繊維資源循環プロセスの研究開発	2022	信州大学 日清紡ホールディングス株式会社 日清紡テキスタイル株式会社 株式会社ナカムラサービス
無水・CO ₂ 無排出染色加工技術の開発	2022	サステナテック株式会社 福井大学 紀和化学工業株式会社 株式会社日阪製作所 ウラセ株式会社
繊維製品の資源循環のための選別・分離技術の研究開発	2023	東レ株式会社 帝人フロンティア株式会社 神戸大学

手放された衣類の素材別割合（行政回収）



単一素材：約27%
2種類素材：約28%
3種類素材：約19%
4種類以上：約25%

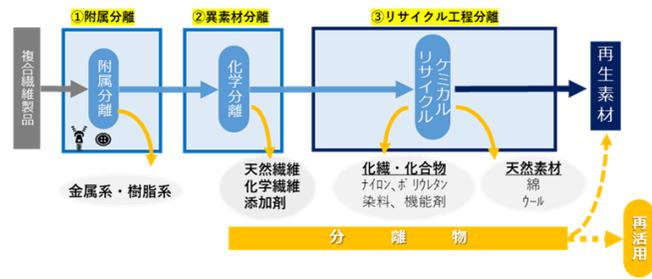
出典：環境省（ナカノ株式会社協力）調べ。
調査期間：2022年12月7日～2023年1月13日 計20日間
調査量：3479kg 神奈川・東京・静岡の行政回収品から単一素材、2種類素材、3種類素材をそれぞれ調査、4種類以上は一括り

分別・繊維再生に関する課題と取組の方向性

現状と課題	取組の方向性
利便性のある故衣料品の回収場所が存在しない	回収拠点のより一層の整備（再掲） 環境整備 技術開発・標準化
故衣料品の回収増加や労働人口減少に耐えうる効率的な分別・選別体制の構築	故衣料品の分別・選別の効率化に向けた 自動選別技術の開発 （NEDO先導研究） 故衣料品に含まれる繊維素材等に関する 情報のデジタル化 （ICタグ活用の標準化調査） 技術開発
単一素材のリサイクル技術の商用化に向けたリサイクル繊維の品質向上や再生にかかるコスト・エネルギーの低減	単一素材のケミカルリサイクル技術の商用化に向けた コスト低減・リサイクル繊維の品質向上等の技術高度化 （令和4年度補正予算にて支援）
回収される故衣料品の約65%が混紡品、混紡品の分離・再生技術は未開発	混紡品の分離・再生技術の開発 （NEDO先導研究） 技術開発
故衣料品の脱色プロセスにおける環境負荷（水等の使用）の削減	超臨界脱色加工技術等の 水消費量の少ないプロセスの開発 （NEDO先導研究） 技術開発



回収された故衣料品の選別の様子



複合素材繊維の分離プロセスの一例

設計・製造、販売に関する課題

- 長寿命化やリサイクルしやすい製品設計、製品の環境配慮の度合いを評価するための仕組みが必要。
- リサイクル繊維の定義や表示ルール、組成評価が未整備。また、バージン素材とリサイクル素材の評価方法が確立していない化学繊維のグリーンウォッシュ対策が必要。
- 回収後の衣類の取り扱いに関する、情報の開示が十分にされていない。

環境配慮設計ガイドラインの構成案

資源循環を考慮し、製品ライフステージの各段階において考えられる環境配慮の設計内容を整理

1. 繊維から繊維へのリサイクル
2. 易リサイクル設計
3. 植物由来原料の使用
4. 省エネルギー、GHG排出抑制
5. 安全性への配慮
6. 水資源への配慮
7. 廃棄物の抑制
8. 包装材の抑制
9. 在庫の抑制
10. 長期使用
11. 洗濯時の繊維くずの発生抑制
12. リペア・リユースサービスの活用

化学繊維のグリーンウォッシュの対策例

- **ブロックチェーン**
サプライチェーン上の企業で取引データ等を相互認証・共有し、同一台帳を分散共有。購入時に消費者が確認することで評価できる仕組み。
- **第三者認証**
生産から出荷・保管までのトレーサビリティが確保されていることを第三者機関が認証する。
- **トレーサーの混合**
リサイクル素材から製品を製造する際に、製品には影響しない独自の粒子を混合する。製品に特殊検査を行うことでリサイクル素材を活用していることを証明する。

設計・製造、販売に関する課題と取組の方向性

現状と課題

長寿命化やリサイクルしやすい製品設計、製品の環境配慮の度合いを評価するための仕組みが必要。

取組の方向性

「環境配慮設計ガイドライン」の策定
 (法制度上の位置づけについても検討)

繊維製品におけるマテリアルフローの更なる精緻化
 環境配慮設計ガイドライン準拠製品に対する**表示のあり方、製造事業者に対する支援措置**の検討

ガイドライン策定
 環境整備
 支援措置

現状と課題

リサイクル繊維の定義、リサイクル素材の含有量、リサイクルプロセスにおけるCO2排出量等に関する表示ルールが未整備。

取組の方向性

標準化 (JIS化) の検討と海外制度との調和
 (ISO化を見据えた検討)

新たな表示制度の検討やグリーン購入等での優遇

標準化

アパレル企業等により回収された故衣料品の処分方法に関する情報開示が十分でない。

アパレル企業等が回収した**故衣料品の情報開示に取り組みやすい環境整備**、取組に対する支援の検討

環境整備
 支援措置

生活者のリサイクル繊維に対する理解の深化やリサイクル製品の購入促進

意識醸成に向けたそれぞれのプレイヤーの責務の明確化

意識醸成



分解したダウンジャケット



環境配慮設計の一例 (東和株式会社)

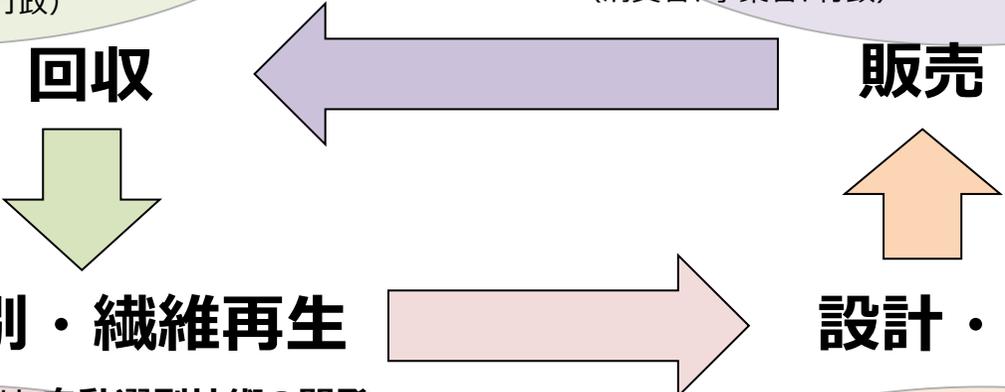


アパレル企業等によるリサイクル繊維表示の一例 (アダストリア、しまむら)

繊維製品の資源循環システム構築に向けた課題と取組の方向性まとめ

- 繊維リサイクルに協力する環境整備 (生活者、事業者、行政)
- 自治体のグッドプラクティスの収集・整理 (行政)
- リサイクル技術を有した事業者の自治体への発信 (行政)
- 事業者等の故衣料品等を循環利用する計画の認定と認定事業者に対する支援措置の検討 (行政)
- 広域認定制度の周知及び制度活用に向けた検討 (事業者、行政)
- 回収拠点の整備 (事業者、行政)

- 表示ルールの整備と標準化 (JIS化) の検討 (事業者、行政)
- 海外制度との調和 (ISO化の検討) (事業者、行政)
- 新たな表示制度の検討やグリーン購入等での優遇 (行政)
- アパレル企業等が情報開示に取り組みやすい環境の構築・取組に対する支援の検討 (事業者、行政)
- 国民の意識醸成に向けた国の責務の法的な位置づけの検討 (消費者、事業者、行政)



- 分別・選別の効率化に向けた自動選別技術の開発 (事業者、大学、行政)
- トレーサビリティ情報のデジタル化に関する取組の推進 (事業者、大学、行政)
- 単一素材のケミカルリサイクル技術の商用化に向けたコスト低減・リサイクル繊維の品質向上等の技術高度化 (事業者、大学、行政)
- 複合素材繊維の分離・再生技術の開発 (事業者、大学、行政)
- 超臨界無水型脱色加工技術等の水消費量の少ないプロセスの開発 (事業者、大学、行政)

- 「環境配慮設計ガイドライン」の策定と法制度上の位置づけの検討 (事業者、行政)
- 繊維製品におけるマテリアルフローの更なる精緻化 (事業者、行政)
- ガイドライン準拠製品に対する新たな表示のあり方、製造事業者に対する支援措置の検討 (行政)

(参考) 繊維製品の資源循環に関するその他の論点

1. 衣料品以外の資源循環システムの検討

我が国で生産、輸入される化学繊維の使用用途のうち、51%は毛布・寝装品・カーテン・カーペットといった家庭・インテリア向け製品。

衣料品以外の資源循環についての検討も重要。

2. サプライチェーンの国内回帰・国際的な連携・貿易取引ルールの構築

紡績や染色等の工程を国内に回帰させることで、産業の空洞化によって分断された国内のバリューチェーンを再構築することが必要であり、輸送運搬等に要する二酸化炭素排出やエネルギー消費の点からも最適解を見つけていくことが重要。

また、**輸出先の法規制や制度を調査し、国際的な連携を取ることも重要。**

3. 循環経済への移行がもたらす社会的影響や動物福祉

循環経済への移行がもたらす雇用の量・質等の労働条件に及ぼす

社会的影響（ソーシャルダイメンション）の観点から、労働者等の**人権にも配慮すべき。**

また、サステナビリティの推進に向けては、**動物福祉（アニマルウェルフェア）**等の観点等を盛り込むことも重要。

4. 適量生産、「再生型」製品、製品の長寿命化

ただ資源を循環させるのではなく、**繊維製品の供給量の適正化や、製品の長寿命化**といった検討も必要。

供給量の適正化に向けては、**価格の適正化**を含めて対応が必要であるし、**環境（土壌等）**

を再生させる「再生型」製品の取組も検討すべき。

資源の有効利用の観点からいえば、リペアやリユースといった製品の長寿命化に対する取組も重要。

労働環境整備・取引適正化

繊維産業における人権遵守に関する取組

- 日本繊維産業連盟においては、日本の繊維企業における人権・労働環境の適正化に向け、ILO（国際労働機関）による協力を得て、2022年7月に「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」を策定。
- 本ガイドラインは、中小企業を主な対象としており、労働者の人権に特化したもの。
- 多忙な中小企業の経営者の方も、付属のチェックリストで自己診断することで、法令遵守・適切な労働環境の整備の着手が可能。

繊維産業の責任ある企業行動ガイドライン

2021年7月	繊維産業のサステナビリティに関する検討会にて責任あるサプライチェーン管理の観点からガイドラインの策定が提言
2022年7月	日本繊維産業連盟がILOの協力を得て、「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」を策定
2022年8月以降	ガイドラインの説明会・講演等を全国で開催（12回）
2023年2月、4月	社会保険労務士協会と連携し、労働法規の専門家である社会保険労務士に対するキャパビルを東京にて開催（社会保険労務士39名参加）



＼ 詳細はこちら ＼



「責任ある企業行動ガイドライン」チェックリスト

(別冊) チェック項目例とリスク発見時の対処法の例について 2022年7月 日本繊維産業連盟	総 論			
	経営トップの関与の下、人権方針を策定しているか？	該当項目に問題がある	該当項目に問題がない	
	策定した方針を自社の事業全体に組み込み浸透させるため、ガイドライン第二部の2に掲げる人権課題に関連する内部規程や社内規定を整備しているか？			
	自社に関連するサプライチェーンが把握できているか？（自社の製品に関して、自社より川上の工程がどのようになっているか（原料調達から紡糸、紡績、燃糸、製織・製絹、染色整理、縫製など）、関の作成などを行い、関係する企業とその所在国/地域まで細く労働者を把握することが重要である。現時点でサプライチェーンが把握でき			
3.差別				
① 確認項目例				
<全般>		該当項目に問題がある	該当項目に問題がない	
経営トップの宣言により、あらゆる形態の差別を明示的に禁止しているか？ また、方針声明が企業トップからすべての部門にいたるまで定着するよう努力をしているか？				
労働者に対して、その人格を傷つける言動、差別的言動、偏見や伝統的価値観に基づいた偏った処遇を行っているか？				
労働者の構成比率が特定の属性に偏ったものとなっていないか？ 例えば、女性が職位や職能について男性よりも低い地位に集中している性別職業分離が起きていないか、など。				
<採用時>		該当項目に問題がある	該当項目に問題がない	
仕事の遂行自体には必要のない、特定のグループに不利に働く条件を、求人条件や採用方針としていないか？（例 女性については結婚していないこと等の条件を課す・採用手続時に妊娠検査の実施を強制したりして妊娠していないことを条件とする、求人広告で特定の年齢層を指定する）				
採用面接時に、職務の遂行に関係のない個人的な情報（例 宗教、出身地、政治的見解、家族構成、介護責任の有無、過去の病歴など）を尋ねていないか？				
結婚や妊娠等の予定について面接で尋ねていないか？				

繊維産業における人権遵守に関する取組

- 日本繊維産業連盟では、「繊維産業における企業行動ガイドライン」の趣旨を理解し、同ガイドラインに沿って人権尊重の取組を進めることに賛同した事業者に対し、人権への取組内容について「**責任ある企業行動実施宣言**」を行うよう働きかけ。
- 11月2日時点で、**730社**の企業が宣言を行っている。

責任ある企業行動実施宣言 ひな形

繊維産業における責任ある企業行動実施宣言 (ひな形：サプライチェーン管理型)

当社は、日本繊維産業連盟が作成した「繊維産業における企業行動ガイドライン」の趣旨を理解し、同ガイドラインに沿って、当社製品の製造に関与する、外国人技能実習生を含む全ての労働者の人権を尊重すべく、当社製品のサプライチェーンの直接・間接取引先の皆様のご協力も得て、以下の行動を実施することを宣言します。(注1)

1. コミットメント及びステークホルダー・エンゲージメント

人権を尊重する責任が企業にあることを踏まえ、人権尊重に関する経営トップによる方針(コミットメント)を策定し、公に宣言し、経営システムに組み込みます。

また、コミットメントに基づき、当社従業員とのエンゲージメントを進めることで、人権を尊重する責任を果たす社内基盤を作っていくとともに、当社製品のサプライチェーンを担う直接・間接取引先の方々にも、当社と同様の取組を行っていただくべく、取引先とのエンゲージメントも進めます。

2. チェックリストによる人権リスクのチェック

同ガイドラインの別冊「チェック項目例とリスク発見時の対処法の例について」を活用して、当社及び当社製品のサプライチェーンを担う直接・間接取引先における人権リスクをチェックしていきます。

3. リスクの防止、軽減にむけた行動

人権リスクをチェックした結果、対応すべき課題があった場合は、人権リスクの深刻度に応じた優先順位をつけ、優先順の高いものからその防止、軽減に向け必要な行動をします。

4. PDCA

人権リスクの防止、軽減に向けた行動については、その効果が有効に継続しているかを継続してモニタリングします。モニタリングの結果、新たな人権リスクがあった場合には、その防止、軽減に向け必要な対応を行います。

5. 情報公開

当社における人権の尊重の取り組みについては、以下の当社ウェブページにて公表します。(注2)

当社ウェブページ <https://www. />

○年○月○日

企業名

役職・氏名(代表権を有する者)

(注1) 各項目について、具体的な取組事例があれば、できる限り記載してください。

(注2) ウェブページでの公表が望ましいですが、それ以外の方法で公表する場合は、具体的な公表方法を記載してください。

宣言企業数(日本産業分類別) ※11月2日時点

業種	企業数
111 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業	46
112 織物業	161
113 ニット生地製造業	29
114 染色整理業	24
115 網・網・レース・繊維粗製品製造業	20
116 外衣・シャツ製造業(和式を除く)	247
117 下着類製造業	34
118 和装製品・その他の衣類・繊維製身の回り製造業	37
119 その他の繊維製品製造業	32
511 繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)	27
512 衣服卸売業	48
513 身の回り品卸売業	8
56 各種商品小売業	1
561 百貨店、562 総合スーパーマーケット、563 コンビニエンスストア、564 ドラッグストア、565 ホームセンター、566 均一価格点、569 その他の各種小売業	
571 呉服・服地・寝具小売業	2
572 男子服小売業	2
573 婦人・子供服小売業	6
574 靴・履物小売業	0
579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業	1
その他	5
合計	730

下請取引の適正化 ① 繊維業界における自主行動計画

- 繊維業界では、日本繊維産業連盟と繊維産業流通構造改革推進協議会の2団体連名で、2017年に下請法に基づいた自主行動計画を策定。サプライチェーン全体で下請取引の適正化に取り組む。2023年3月の中小企業政策審議会で指摘のあった価格転嫁、知的財産の取扱い、検査基準の取決め等を追記し、2023年7月10日付けで改訂。
- 更に、下請Gメンから、自主行動計画で記載されている事項の一部が必ずしも徹底されていないとの指摘を受け、2023年7月10日付けで「徹底プラン」を策定。

<自主行動計画の概要>

I. 適正取引の推進に関する取組み

- ✓ 合理的な価格決定
- ✓ コスト負担の適正化
- ✓ 支払条件の改善
- ✓ 知的財産の取扱い
- ✓ 取引上の問題を申し出しやすい環境の整備
- ✓ パートナーシップ構築宣言の推進

II. 付加価値向上等に向けた取組み

- ✓ 生産性向上
- ✓ 人材育成・教育推進

III. 普及啓発活動の推進

IV. 自主行動計画のフォローアップ

<徹底プランの概要>

1. 取引対価について

- ・販売価格からの逆算で加工賃の設定を行わない。
- ・労務費、原材料費等も踏まえ、各段階の加工賃を考慮した上で決定。

2. 価格交渉について

- ・コストの上昇による取引価格等の見直しの要請があった場合、事業者間で十分に協議し決定。

3. 短納期発注について

- ・物流費等の追加コストを勘案するなど協議を行った上で取引価格を決定。

4. 分割納入について

- ・発注者の事情により分割して納品させる場合、保管費用、物流費など追加費用は発注者が負担。

5. 支払い条件について

- ・60日超の手形は発行しない。代金の支払いは受領後60日以内。

6. 歩引きについて

- ・歩引き取引は、一切行わない。

7. 検査基準

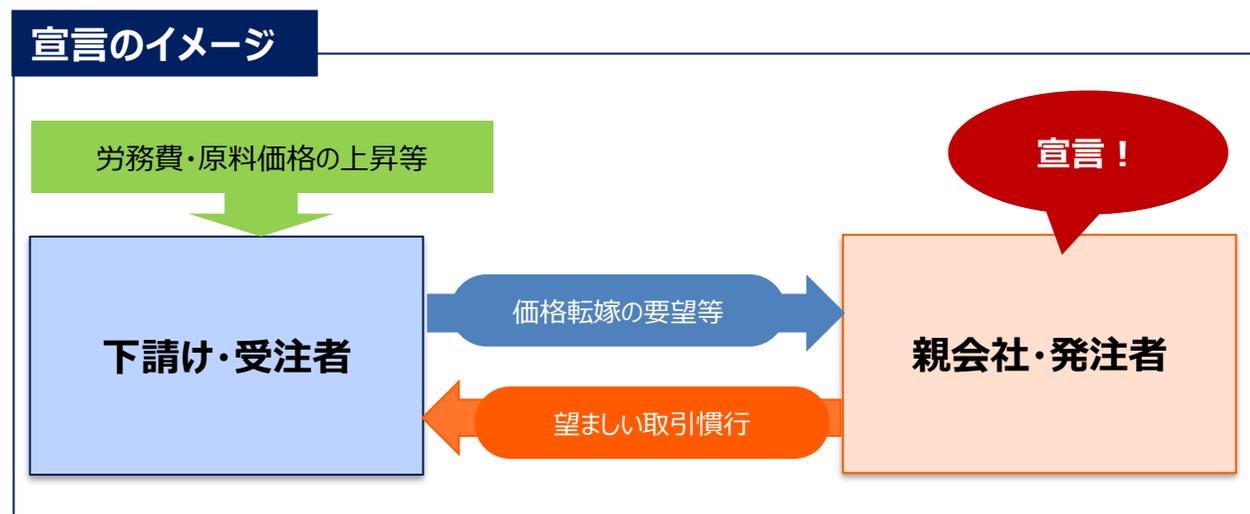
- ・不良品が生じた場合の責任範囲が不明瞭な契約は締結しない。

8. 知的財産の保護について

- ・他社のノウハウを無断で使用しない。自社のノウハウに係る部分は、秘密保持契約を締結。等

下請取引の適正化 ②パートナーシップ構築宣言

- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、取引先との共存共栄を目指し、下記に取り組むことを「代表権のある者の名前」で宣言し、ポータルサイトで公表するもの。
 - (1) サプライチェーン全体の付加価値増大と新たな連携（IT実装、BCP策定、グリーン調達の支援等）
 - (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5分野（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）
- 「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」（2020年5月）において、導入を決定。
- 2023年11月9日時点で繊維工業は500社（全体の約1.3%）（産業界全体では、37,168社）が宣言。



下請取引の適正化 ③ 価格転嫁

- 繊維産業では労働基準関連の法令違反が多く、これはアパレル企業等の下請けである縫製企業等との間で続いてきた長年の取引慣行から、発注工賃が満足に支払われていないことも一因。
- 取引適正化を推進するため、アパレル企業等の発注側企業に対して下請取引パートナーシップ構築宣言の発出や、工程数・素材・ロット数等で適正加工賃（価格）をプライシングする「縫製工賃交渉支援サービス（ACCTシステム）」の普及を推進。

縫製工賃交渉支援サービス (ACCTシステム)

▼工程数・素材・ロット数等を入力

標準見積工程一覧

アイテム ジャケット

一覧 ミシン アイロン パーツ縫い

品名 数量 単価

品名入れ(裏付き) 挟み込み x1 30秒 ミシン

袖付け (裏付き) 表地、表地袖付け (裏付き) (裏付き) 普通袖 (袖高) 数量 1

袖付け x1 180秒 ミシン

袖山イセ殺しアイロン x1 40秒 アイロン

袖ぐりアイロン

裏地袖付け

御見積書

2018年02月 002-2011

株式会社エウアンドアルファ

〒1500012 東京都渋谷区 恵比寿1-1-10

ザウスコリス小林ビル 2F

ユカ東京

アルファ縫製 御中

品番

品名 ジャケット

アイテム ジャケット

納入期日 2018-02-28T00:00:00

各種設定項目	標準	値
標準一着生産時間 (A)	工程数 (73)	334
素材係数 (B)	難易度	1
裁断係数 (C)	ストライプ・ボーダー	1
ロット係数 (D)	51 ~ 100	1.20
昇社係数 (E)		1.70
余裕率 (F)		1.25

見積明細

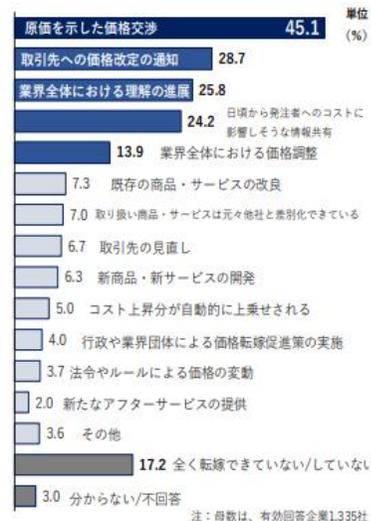
一着生産時間 (G) = (A) × (B) × (C) × (D) × (E) × (F)	12,187 秒
生産時間単価 (H)	0.80 円
一着生産見積金額計 (I) = (G) × (H)	9,749 円

付帯費用又は外注費等

▲適正加工賃で見積金額を自動的に算出

(参考) 価格転嫁の成功理由に関する企業アンケート

- 効果的な価格交渉のためには、コスト増加分を定量的に把握し、原価を割り出して提示することが有益。



出典：中小企業庁「価格交渉促進月間（2023年3月）フォローアップ調査の結果について」（2023）。

繊維産業小委員会の論点について（案）

本小委員会の論点について①（総論）

- 我が国でも、今後、消費の中心となるZ世代を始め、サステナブルファッションへの意識が高まっており、環境や人権等への配慮は待ったなしの状況。また、欧米では、アパレル企業等に対する消費者への情報提供の義務化や適切な情報発信ルールの整備が進展。
- こうした国内外の情勢変化を踏まえ、2030年のSDGs達成や2050年カーボンニュートラルの実現に向け、我が国の繊維産業が産業競争力を維持・強化していくためには、産業界やアカデミア、政府や地方自治体等はどのような取組を行っていくべきか。

本小委員会の論点について②（環境対応）

- 日本では、ペットボトルのように回収を含めたリサイクル環境が整えば、高いリサイクル率を実現することが可能との意見もあり、消費者の資源リサイクルの意識が高まれば、衣料品についても高いリサイクル率の実現できるのではないか。そのために、衣料品の店頭回収を行う企業や、故衣料品を回収する地方自治体に対して、どのような支援を行っていくべきか。
例：「回収」のための制度整備、「分別・繊維再生」の技術開発、「設計・製造」・「販売」における企業や消費者の行動変容を促す取組 など
- 我が国のアパレル企業等においても、近い将来、消費者（生活者）に対する適切な情報開示だけでなく、「グリーンウォッシュ」と呼ばれる不適切な表示への対応も求められることは必至。そのため、衣料品におけるリサイクル素材の利用率や、トレーサビリティ等の情報開示のための具体的なルール整備が必要ではないか。こうしたルール整備に当たっては、消費者・企業にとって予見可能性を確保するため、2030年をターゲットイヤーとしたロードマップの策定や諸外国のルールとのハーモナイゼーションも必要ではないか。
- 循環経済への移行等も見据え、適切な情報開示等を担う人材（例えば、LCA評価等を行える人材）の育成（リスキリング等）や評価機関のキャパビルも重要ではないか。
- 毎年、多くの衣料品が国内のアパレル市場へ供給される中で、売れ残った衣料品は廃棄されているのではないか、との生活者からの疑念の声もある。アパレル企業等は売れ残り商品の取扱について、適切な情報開示が必要ではないか。また、繊維製品の供給量の適正化や、製品の長寿命化（リユースやリペア等）といった検討も必要ではないか。繊維製品の供給量の適正化により価格の適正化も図られるのではないか。

本小委員会の論点について③（労働環境整備・取引適正化）

- 日本の繊維企業における人権・労働環境の適正化に向け、ILOの協力により策定された「繊維産業における企業行動ガイドライン」を繊維業界に徹底するため、**現在、各繊維企業において、自己確認を進めているところ**（2023年11月2日時点で730社が確認済み）。
- 一方で、国内の繊維企業は、海外のアパレル企業等から人権デューデリジェンス（DD）において第三者認証（GOTSやTextile Exchange等）への対応が求められており、特に中小企業からは、複数の第三者認証へ対応しなければならず、金銭的・時間的に大きな負担となっているとの声もあり、こうした国際的な動向へ対応できるようどのような支援が考えられるか。
- 近年、原油・原材料価格や人件費等が高騰するにもかかわらず、衣料品の小売価格は下落傾向。衣料品の取引価格の適正化を図るため、どのような取組を行っていくべきか。

本小委員会の論点について④（サプライチェーン再構築・強靱化）

- 日本の繊維産業の特色は、撚糸や染色、織・ニットなどの各工程を担う中小企業・小規模事業者の高い技術力を背景に、先端技術とクラフトマンシップとが組み合わさったテキスタイルが作られてきた。
- しかし、繊維産業に従事する労働者の高齢化や新型コロナによる経済ダメージ等により、事業継続が困難な中小企業・小規模事業者も一部であり、繊維産地におけるサプライチェーンの毀損が危惧されている状況。
- また、欧米においては、生産段階だけでなく、輸送運搬等に要するCO2排出やエネルギー消費の点から消費地の近くで生産を促す動きもあり、我が国においても紡績や染色等の工程が国内回帰する可能性もある。
- こうした状況を踏まえ、国は地方自治体や地域の繊維組合等と連携し、サプライチェーンの再構築・強靱化に取り組むべきではないか。